

まえがき

本報告書は、2010-2011 年度に実施されているアジア経済研究所の「児童労働根絶に向けた多面的アプローチ：新しいアクターの登場」研究会の中間報告である。

児童労働は、いくつかの開発途上国では、経済発展と貧困削減、人権意識の高まりの結果として減少しているものの、依然として多くの国々において深刻な問題として残っている。現状では、ただただ愚直に国際開発を進めさえすれば自ずと児童労働が無くなる、というわけではなく、我々は、世界各地における児童労働の実態を発掘し、その発生メカニズムを究明し、それぞれに対策を立てなければならない段階にある。

そんな中で本書の著者らは、この問題の解決に向けた、一筋の光明を見いだしている。それは、この問題に取り組む伝統的なアクターであるところの国際機関や市民社会に加えて、民間企業、そしてその民間企業の顧客である消費者といった新しいアクターが、この問題の構造変化に、大きな影響力を及ぼしつつあることである。「環境にやさしい商品」や「自然にやさしい商品」が消費者の共感を得始めている現代においては、そういった消費者の視野を広げ、開発途上国の人々の人権や、その重要な構成要素である「子どもの人権」にも消費者の良心を向けてもらうことにより、企業の行動に大きな変化を及ぼす可能性がある。そのためには、どのような行動が有効なのか、どの側面を誰に対して強調すべきなのか、といった戦略レベルの課題がある。本研究会では、特に日本に住む我々が、日本でどのアクターに対してどのように臨むべきか、という戦略を、残りの一年間で考えていく。本報告書はその中間的成果である。読者諸子の児童労働への関心の高まりを期待しつつ、同時に、専門家の方々からのご叱正を賜りたい。

編者

執筆者一覧

(掲載順)

中村 まり	アジア経済研究所新領域研究センター 研究員	(序章、第6章)
山形 辰史	アジア経済研究所新領域研究センター グループ長	(序章)
甲斐田 万智子	認定 NPO 法人 国際子ども権利センター 代表理事	(第1章)
藤野 敦子	京都産業大学経済学部 准教授	(第2章)
堀内 光子	文京学院大学 特別招聘教授	(第3章)
入柿 秀俊	国際協力機構人事部 審議役	(第4章)
北澤 肯	フェアトレード・リソースセンター 代表	(第5章)
白木 朋子	特定非営利活動法人 ACE 理事・事務局長	(第7章)

調査研究報告書
新領域研究センター 2010-IV-29
「児童労働根絶に向けた多面的アプローチ：
新しいアクターの登場」研究会

2011 年 3 月 31 日発行

発行所 独立行政法人日本貿易振興機構
アジア経済研究所

〒261-8545 千葉県千葉市美浜区若葉 3-2-2

電話 043-299-9500

無断複写・複製・転載などを禁じます。

児童労働根絶に向けた多面的アプローチ：中間報告

調査研究報告書

中村まり・山形辰史編

目次

序章

1 ページ

児童労働根絶に動き出す新しいアクター／中村まり・山形辰史

はじめに

第1節 児童労働撲滅に向けて活動する様々なアクター

第2節 児童労働の2つの定義と対策

1. 児童労働の定義

2. 児童労働撲滅のための対策

(1) 児童労働を減少させるメカニズム

(2) 先進国の関与のあり方

①技術協力

②児童労働で生産された商品の不買運動、および児童労働が用いられていないと認められた商品の販売促進

③教育開発

④間接支援

第3節 本書の構成

おわりに

世界の児童労働は、全体として規模が縮小しているものの、青年層の「最悪の形態の労働」はむしろ増加しているといった跛行性が見られる。縮小したとは言え、健康や教育を害するような労働に従事する子ども、最悪の形態の労働に従事する子どもの絶対数は多く、いまだ課題の重要性は大きい。

児童労働撤廃のための取り組み主体（アクター）には広がりが見られるようになっていく。国際機関やNPOに加えて、労働組合、消費者、民間企業の役割は増しており、それらの新しいアクターがどのようにして連携していくべきかが問われている。

第1部 構造・枠組み

児童労働と子どもの権利に基づくアプローチ／甲斐田万智子

はじめに

第1節 子どもの権利に基づくアプローチ

1. 権利保有者のエンパワーメントと責務履行者の能力強化
2. 児童労働と子どもの権利に基づくアプローチ

第2節 カンボジアにおける子どもの権利に基づくアプローチ

1. カンボジアにおける児童労働と行政による子どもを守るシステムづくり
2. スバイリエン州における子どもの人身売買・児童労働防止事業
3. プレイベン州における子どもの人身売買防止事業
4. 子どもとおとなの連携を強化するセーブ・ザ・チルドレンの取り組み

第3節 児童労働から子どもを保護するシステムづくりのための能力強化

1. 子どもの能力強化とエンパワーメント：権利意識をもち、啓発・アドボカシー・状況分析・おとなと連携する力を育む
2. おとなの能力強化
3. 子どもの権利に基づくアプローチの指標

まとめ

本稿では、第1節で、子どもの権利に基づくアプローチ(Child Rights Based Approach)について概説し、第2節では、カンボジアにおける児童労働・人身売買防止や子ども保護のシステムづくりなど子どもの権利に基づくアプローチの3つの事例を紹介し、第3節で、児童労働を効果的かつ持続的に削減するために必要な、「権利保有者」である子どもたち、および、「責務履行者」である周囲のおとなたちの能力強化について論じる。

児童労働問題に子どもの権利に基づくアプローチを採用して取組む際、子どもが主張する力をつけるだけでなく、おとなが子どもの権利保障をできるような能力強化をすることが非常に重要である。そして、子どもが児童労働から守られる仕組みを継続させるためには、行政にはたらしかけ、行政がその仕組みに対してオーナーシップを持つことが欠かせない。カンボジアでは、国レベルから、州レベル、郡レベル、コミューンレベルにわたって、人身売買や児童労働から子どもを守ろうとする政策および地域社会の仕組みづくりへの取り組みがあり、その仕組みづくりにおいて行政の能力強化をするNGOの果たす役割は大きい。

子どもの権利に基づくアプローチを実施するには、各NGOに十分な人材と資金、そしてスキルが必要である。それらのリソースに欠けるNGOがこのアプローチを十分に実践するには困難も伴うだろうが、すでに成果を挙げているグッドプラクティスの実践から学びつつ、可能なところから始めていくことが重要だろう。

第1節 近世以前の児童労働

1. 近世における児童労働とは
2. 児童労働の状況
 - (1) 人身取引（人身売買）による子どもの強制労働
 - (2) 遊女
 - (3) 子守

第2節 近代の児童労働

1. 明治維新から工場法成立（1868年－1911年）までの児童労働
 - (1) 賃金労働者としての児童労働の増加の背景
 - (2) 児童労働の状況を知る文献
 - (3) 各工場での児童労働の状況
 - ①マッチ工場、段通工場
 - ②煙草工場、その他雑種工場
 - ③製糸工場、紡績工場
 - ④硝子工場、鉄工業の工場、印刷工場
2. 工場法成立以降（1911年－1945年）の児童労働
 - (1) 工場法は児童労働者数を減少させたのか。
 - ①工場法とその問題点
 - ②工場法成立後の児童労働への効果
 - (2) 軽工業から重工業への変化と児童労働

第3節 現代－戦後の児童労働（1945年以降）と児童労働禁止に関連する法制度の整備
おわりに

多くの先進国には、国内における児童労働問題と戦ってきた歴史的経緯がある。その経験の中から、現在の世界の児童労働問題に対する効果的な取り組みのヒントを見出すことが可能であろう。

本章では、日本が歴史の中で経験してきた児童労働問題を、近世以前、近代、現代と分け、振り返る。日本では、どのような経済メカニズムによって児童労働が生じたのか、またそれらの問題に対し、我々は、どのような対応をしてきたのかを考察する。

日本の歴史の中で見られる児童労働は、欧米諸国との比較の中で、量的には少ないと言われている。しかし、産業革命期を中心に日本においても児童労働は存在した。そしてそ

の多くの割合が女子であったところに大きな特徴がある。

日本の経験からは、児童労働を撤廃するために、経済成長、技術レベルの向上、法規制、義務教育の強化などに加え、女性の人権、ジェンダー平等意識を向上させることの重要性が示唆される。

第2部 アクター

第3章

56 ページ

児童労働撤廃に向けての国際機関の役割—公正な価値実現への多様なアプローチ—／堀内光子

はじめに

第1節 児童労働の定義及び最近の世界的動向概観

1. 児童労働の定義

(1) 最悪の形態以外の労働—いわゆる通常の労働(ILO138 号条約)

(2) 最悪の形態の児童労働(ILO182 号条約)

2. 児童労働の最近の世界的動向

第2節 児童労働撤廃活動を取り巻く環境—働く人の人権を含めての人権「価値」の推進強化

1. 国連での中核的労働基準確保の重視

2. 子どもの権利の強化

3. ILO での中核的労働基準の推進強化

(1) 1998 年 ILO 宣言の採択

(2) 最悪の形態の児童労働に対する新国際基準の策定

(3) ILO のグローバル化への更なる政策対応

第3節 ILO 条約の実施監視活動—規範活動の中心的活動として—

1. 通常の条約監視機構

2. 条約勧告適用専門家委員会のコメント

第4節 児童労働撤廃への政策視点

1. 人権対話

2. 貿易政策

(1) 特惠制度

(2) 自由貿易協定(FTA)

3. 企業の社会的責任 (CSR)

(1) 主要国際機関での取り組み

(2) サプライ・チェーン問題

4. 公共調達

5. フェアトレード

第5節 実践的活動－教育とのリンクを重点に

1. IPEC

2. ミレニアム目標 (MDGs) との関連

3. 児童労働に関するグローバル行動計画の策定

4. 教育とのリンク

(1) 国際人権法での児童労働と教育の関連の理解

(2) 児童労働と教育とのリンクについての研究例

(3) 万人のための教育 (EFA) と児童労働のリンク

(4) 児童労働と教育に関する好事例等

(5) 児童労働と EFA グローバル・タスクフォース

5. 児童労働と若年雇用問題

第6節 児童労働の最悪の形態の一つである人身取引(売買)

1. 人身取引に関する国際基準 (法)

2. 人身取引を巡る最近の焦点

おわりに

児童労働撤廃は、長い歴史を有するが、90年代以降グローバル経済化の中で、「公正」な価値・原則実現の一環として、児童労働撤廃が取組まれている。ILOをはじめとする国際機関は、この世界的努力の中心的役割を果たしている。

児童労働撤廃に向けて、規範的・実践的双方の活動が行われているが、この分野は国際規範を実現するための様々な実践的アプローチを提供している好例といえる。児童労働撤廃のためには、基本的に貧困撲滅と質のよい教育の提供、という開発目標が達成されなければならない。技術協力事業である児童労働撤廃国際計画(ILO/IPEC)が果たしている役割は大きい。なお IPEC は、最近社会保護の視点を強調している。国際機関がグローバル・レベルで推進している児童労働撤廃政策には国際基準の設定・推進や開発政策のほかに、人権確保、貿易政策、企業の社会的責任、公共調達など幅広いものがある。

2016 年を撤廃期限としている最悪の形態の児童労働に、国際社会の活動の重点が置かれている。この形態の児童労働には特別の視点を必要とするので、その一例である人身取引について最近の動向をみたが、態様として「労働搾取目的」が注視され、移民問題との関連で新たな課題が提起されている。

児童労働問題は複雑な事象と関わり、アクターの多様性もあって、その取組には、近年国際機関の連携が進んでいる。

児童労働根絶に対する二国間協力／入柿秀俊

はじめに

第1節 二国間協力の手法

第2節 各国政府による取り組み

1. 米国による取り組み

- (1) 概観
- (2) 技術協力プロジェクト
- (3) 調査研究等
- (4) 今後の見通し

2. 欧州諸国による取り組み

- (1) EUの姿勢
- (2) 英国の支援

第3節 日本の取組みと今後の展望

- 1. 我が国政府の取り組みの現状
- 2. 今後の方向性

開発途上国の児童労働根絶に対して、先進各国政府も様々な形で支援を行っている。ただし、国際的な問題として認識されたことが比較的新しいこともあり、伝統的な政府開発援助の枠内でとらえることは難しい。このため、網羅的な調査は困難である。

本章では、二国間協力として行われている様々な手法を、働きかける対象別に4つに整理した。その整理を念頭に置きつつ、今回調査対象とした米国と英国を中心とするEU諸国政府の取組みをとりまとめた。米国は労働省を中心に比較体系的に支援を行っていることが見て取れる。最後に我が国の取組みの具体例と、わが国政府に寄せられている支援充実のための提言を中心に今後の展望をとりまとめた。

児童労働と市場—消費者と企業の責任—／北澤肯

第1節 児童労働と産業

第2節 消費者へ向けた取り組み

- 1. 認証型活動
- 2. キャンペーン・アドボカシー型

第3節 企業へ向けた取り組み

第4節 消費者と企業の両方への取り組み

まとめ

現在、チョコレート、コットン製品、ダイヤモンド、たばこなど、世界市場には児童労働の関与が疑われる製品が流通している。これらが市場に受け入れられている経済的な要因があるわけであるが、一方、最近になり倫理的な観点、持続可能性の観点から児童労働を市場から撤廃しようという需要サイド、また供給サイドへ向けた様々な取り組みが誕生し、実施されている。ヨーロッパを中心にして生まれたこれらの取り組みを見ることで、その生まれた背景や、特徴、有効性を特定し、今後の児童労働撤廃へ向けた施策の策定に役立てる。

消費者へ向けた取り組みとしては、認証制度を利用してサプライチェーンに影響を与える、Good Weaver（児童労働のない絨毯を認証するイニシアチブ）やフェアトレード、有機認証（英国のソイルアソシエーション）を取り上げ、またキャンペーン・アドボカシー型としては、No Sweat、また倫理的消費者運動を牽引するエシカルコンシューマーという雑誌を取り上げる。

企業へ向けた取り組みとして、紛争ダイヤモンドを撤廃するための取り組みであるキンバリープロセス、また持続可能で倫理的な企業の取引を支援する ETI（エシカルトレードイニシアチブ）を見る。また消費者と企業、両方への取り組みをする取り組みとして Fair Food、CCC（クリーン・クローズ・キャンペーン）、の活動を取り上げる。

第6章

104 ページ

企業の CSR と児童労働／中村まり

はじめに

第1節 企業行動と児童労働撤廃

1. CSR活動とサプライチェーン
2. 国際的イニシアティブ
 - (1) 国連グローバル・コンパクト
 - (2) ISO26000（社会的責任に関する手引き）
 - (3) SA8000
3. 日本企業のCSRと児童労働
 - (1) 経団連の企業行動憲章
 - (2) 日本企業のCSR報告書に見る児童労働
4. 積極的な企業の取り組みと現場との乖離

第2節 途上国の生産現場での事例検討

1. 市場の圧力が働くタイプの産業
2. 外部の目にさらされない産業

第3節 今後の課題と対応策

企業は児童労働の撤廃に重要な役割を果たすことができる。1990年代末ごろから議論され整備されてきた企業のCSR（社会的責任経営）を通じて、環境問題や労働慣行、人権への配慮の国際的基準やイニシアティブは拡大してきた。児童労働にかかわる項目も、多くの基準やイニシアティブに含まれており、企業が取り組むべき問題に、文言上は児童労働撤廃も目に見える形で入っている。CSR活動の中でも、特にサプライチェーンマネジメントを通じた人権CSRは、NGOなどの問題提起の事例も多く、児童労働問題を解決する糸口となっている。

一方で、児童労働問題が実際に発生している途上国には、企業のCSR活動や倫理的消費者運動の目が届かない農場や国内消費財製造現場が数多く残されている。そのような現場における児童労働に対処するには、多くのアクターの関与による地道な問題解決努力が求められている。

第7章

118 ページ

ガーナ・カカオ産業の児童労働への取り組み—ステークホルダー連携の意義とNGOの役割—
—／白木朋子

はじめに

第1節 カカオ産業の児童労働への取り組みを進めた国際的な背景とガーナの現状

1. 国際的な背景
2. ガーナにおける児童労働の現状と法律、政府のプログラム

第2節 ガーナのカカオ生産地における児童労働のケースと地域の状況

1. ゴッドフレッド君（15歳）の事例
2. エマヌエル君（11歳）、ステファン君（14歳）の事例
3. 児童労働の原因となるカカオ産地の状況

第3節 持続可能なカカオ農園経営と教育を通じた児童労働撤廃プロジェクト：主な活動、成果、課題

1. 児童労働と子どもの就学についての啓発とモニタリング：児童労働モニタリング委員会
2. 子どもによる話し合い、意思決定：子ども権利クラブ
3. 住民による学校改善のための話し合いと意思決定

4. 地域住民と行政関係者との関係構築
5. カカオ農家の技術訓練とグループ活動の推進
6. 相互扶助グループによる貯蓄と小規模融資
7. 人身取引からの子どもの保護と親元への再統合

第4節 日本での消費者、企業を巻き込んだ取り組み

1. 消費者への取り組み
2. 同業者とのアライアンス
3. 企業との連携

まとめ：ステークホルダー協働の効果と NGO の役割

児童労働撤廃へ向けた取り組みにおいては、特定の産業を基軸にして取り組むこと、またさまざまなステークホルダーが連携して進めることが有効であると考えられている。その点でカカオ産業における児童労働への取り組みは、国際レベル、主要カカオ生産国レベルにおいてもステークホルダーの連携が進んでいる好例として参考になる。

本章では、カカオ産業における児童労働への取り組みが進んだ国際的な背景と日本にとっての主要カカオ輸入国であるガーナの現状を振り返った上で、筆者が所属する NGO、ACE（エース）がガーナのアシャンティ州で行う現地プロジェクトの内容と日本で展開する活動を事例として紹介しながら、児童労働撤廃におけるステークホルダーの連携と NGO の役割について考察する。

児童労働の撤廃においては、子どもを労働から引き離し教育を徹底すること、教育を継続し質を向上させるために家庭の経済的自立を支えることが重要で、家庭、学校、行政、NGO などが協力し、それぞれの役割を果たすことでこれが可能となる。また、カカオ農家が技術力を上げ、オーガニックなどの付加価値をつけたカカオの生産を行なうことが農家の収入につながるためには、企業や消費者がそれを支えることも必要となる。現状を広く伝えるメディアの役割も重要である。NGO はこれらステークホルダーの連携を促進するつなぎ役としても、またメディアのとしての役割も果たしている。